

「一般社団法人第二種金融商品取引業協会定款」の一部改正について（案）

平成 27 年 11 月 13 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（会員） 第 4 条 本協会の会員は、正会員、電子募集会員及び後援会員とし、正会員及び電子募集会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。 （後援会員） 第 6 条 <u>（削 る）</u> 本協会の後援会員は、本協会の活動を後援する者であって、本協会が認める者とする。 2 後援会員は、本協会の業務についての情報（本協会が認めるものに限る。）を入手することができる。 （会費及び特別会費） 第13条 正会員、電子募集会員及び後援会員は、本協会が定めるところにより会費を本協会に納入しなければならない。 2 ～ 4 （ 現行どおり ） （本協会の名称の使用制限等） 第18条 正会員及び電子募集会員は、金商法及び関係法令に規定がある場合を除き、本協会の承認を受けないで本協会の名称を使用してはならない。 2 後援会員は、正会員と誤認されるような名称を使用し、又は表示してはならない。 （後援会員の退会） 第22条の 2 後援会員は、第13条第 1 項に規定する会費を納入期限から 1 年間滞納した場合には、本協会を退会するものとする。	（会員） 第 4 条 本協会の会員は、正会員、電子募集会員、<u>賛助会員</u>及び後援会員とし、正会員及び電子募集会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。 （<u>賛助会員及び後援会員</u>） 第 6 条 <u>本協会の賛助会員は、本協会の目的に賛同する自己募集その他の取引等を業として行う者であって、別に定める者とする。</u> 2 本協会の後援会員は、本協会の活動を後援する者であって、本協会が認める者とする。 3 <u>賛助会員及び後援会員</u>は、本協会の業務についての情報（本協会が認めるものに限る。）を入手することができる。 （会費及び特別会費） 第13条 正会員、電子募集会員、<u>賛助会員</u>及び後援会員は、本協会が定めるところにより会費を本協会に納入しなければならない。 2 ～ 4 （ 省 略 ） （本協会の名称の使用制限等） 第18条 正会員及び電子募集会員は、金商法及び関係法令に規定がある場合を除き、本協会の承認を受けないで本協会の名称を使用してはならない。 2 <u>賛助会員及び後援会員</u>は、正会員と誤認されるような名称を使用し、又は表示してはならない。 （<u>賛助会員及び後援会員の退会</u>） 第22条の 2 <u>賛助会員及び後援会員</u>は、第13条第 1 項に規定する会費を納入期限から 1 年間滞納した場合には、本協会を退会するものとする。

改 正 案	現 行
付 則 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。 2 この改正による改正前の定款（以下「旧定款」という。）第4条並びに第6条第1項及び第3項の規定は、この改正による改正後の定款（以下「新定款」という。）の施行前に旧定款第4条に規定する賛助会員である者については、新定款の施行の日から平成28年12月31日までの間は、なお効力を有するものとする。	